（自由処分性）

第十五条　運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件をいう。

一　担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完、第三者の債務の履行が困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。）のために用いられていないこと。

二　基準日から三十日を経過する日までの間の一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものでないこと。

三　銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により取引相手方から受け入れたものである場合には、銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れておらず、かつ、現金化について法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。

四　銀行又は連結子法人等がデリバティブ取引等により取引相手方から担保として受け入れたものである場合には、他の資産と区分して管理されておらず、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れることについて、法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。

五　銀行又は連結子法人等が取引相手方から無担保で借り入れたものである場合には、基準日から三十日を経過する日までの間に返還を求める権利を当該取引相手方が有していないこと。

六　市場での売却以外の方法による現金化が困難である場合には、流動性ストレス時に行おうとする市場での売却が法令上制限されないこと。

七　流動性ストレス時の現金化及び当該現金化により取得した金銭を利用することが、銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。

八　前各号に掲げるもののほか、銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に当該流動資産の現金化を制限する事由が存在しないこと。

九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である銀行又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

イ　中央銀行等

ロ　中央政府以外の公共部門

ハ　中央清算機関、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関をいう。）及び振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。）その他専ら資金及び有価証券の決済、振替又は清算を業として行う者

（管理の適正性）

第十六条　運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産に係る次に掲げる全ての要件をいう。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　銀行又は連結子法人等において流動性の管理を行う部署（以下この条において「流動性管理部署」という。）が、流動性ストレス時における現金化を目的として、他の資産と区分して管理していること。

ロ　流動性ストレス時において、流動性管理部署が、当該流動資産の現金化により取得した金銭を流動性の管理のために自由に利用することが随時できる体制を整備していること。

二　当該流動資産の現金化を随時に行うために必要な手続及びシステム（流動性管理部署が流動資産の現金化に必要な情報を収集する体制を含む。）が整備されていること。

三　流動性ストレス時において、同じ種類の資産の現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性管理部署が当該流動資産を現金化することが可能であること。

四　前三号に掲げるもののほか、流動性管理部署が、現金化のために必要な権限及び能力を保持していること。

（自由移動性）

第十七条　運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産に係る次の各号に掲げるいずれかの要件をいう。

一　当該流動資産を銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等又は国内に所在する本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業所（以下この条において「営業拠点等」という。）が保有している場合に、当該流動資産又は当該営業拠点等が当該流動資産の現金化により取得した金銭を銀行又は連結子法人等内で移動させること（当該流動資産が外国通貨建てである場合には、当該流動資産の現金化により取得する当該外国通貨建ての金銭について本邦通貨建ての金銭への両替を行うことを含む。）が、当該営業拠点等に適用される法令又は規制その他に照らし困難と認められないこと。

二　銀行又は連結子法人等の営業拠点等が保有する流動資産であって、当該営業拠点等について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回らない部分に相当するものであること。

第五章　資金流出

第一節　資金流出額

第十八条　資金流出額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

一　リテール無担保資金調達に係る資金流出額

二　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

三　有担保資金調達等に係る資金流出額

四　デリバティブ取引等に係る資金流出額

五　資金調達プログラムに係る資金流出額

六　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

七　資金提供義務に基づく資金流出額

八　偶発事象に係る資金流出額

九　その他資金流出額

第二節　リテール無担保資金調達に係る資金流出額

（リテール無担保資金調達に係る資金流出額）

第十九条　前条第一号に掲げる「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、リテール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

（安定預金）

第二十条　リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分（第三項及び次条第一項において「安定預金」という。）の資金流出率は、五パーセントとする。

一　預金者等と銀行又は連結子法人等の間の継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること。

二　預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること。

2　前項の「実効的な預金保険制度」とは、預金保険制度のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう（次項、第二十七条第一号及び第二十九条第二項において同じ。）。

一　速やかに預金保護を行うことが可能であること。

二　預金保護の対象となる預金等の範囲が明確であること。

三　預金等の一部のみが預金保護の対象とされる場合においては、預金等の額にのみ基づいて預金保護の対象とされる上限額が決せられるものであって、かつ、当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること。

四　預金保護の対象となる預金等の預金者等にとって公知の制度であること。